

比治山大学と広島YMCA専門学校との
日本語教員養成課程実践研修に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、比治山大学（以下、「甲」という。）と広島YMCA専門学校（以下、「乙」という。）が、甲に設置される日本語教員養成課程の実践研修を、乙との連携協力により円滑かつ効果的に実施するための必要事項を定めることを目的とする。

(協力事項)

第2条 甲と乙は、前条の目的を実現するために、次に掲げる事項において互いに連携・協力する。

- (1) 実践研修に関すること。
- (2) その他、甲及び乙が必要と認めたこと。

(協定の有効期間)

第3条 この協定書の有効期間は、協定締結日から締結日が属する年度末までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から申し出のないときは、さらに1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(協議)

第4条 本協定に定めがない事項及び本協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

(申し合わせの締結)

第5条 この協定に基づく相互の連携・協力に関して必要な事項は、別途締結する申し合わせにおいて定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙それぞれ記名捺印の上、それぞれ1通を保管するものとする。

令和7年12月1日

令和7年12月1日

甲 学校法人比治山学園
比治山大学
学長 宮谷 真人

乙 学校法人広島YMCA学園
広島YMCA専門学校
校長 殿納 隆義